

諮問番号：令和4年度 諮問第5号

答申番号：令和4年度 答申第5号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人の配偶者（以下「妻」という。）の介護保険料を実際に負担しているのは請求人であるところ、請求人は、札幌市が妻の介護保険料を一方的に妻の年金から天引きしたことにより、妻の介護保険料について請求人の社会保険料控除額（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項第3号又は第34条第1項第3号の規定により控除すべき金額をいう。以下同じ。）に含めることができなくなったため、納得できないとして、令和4年8月15日付け令和4年度分の個人市民税及び道民税（以下「市・道民税」という。）の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めている。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

妻の介護保険料は、妻の年金から特別徴収されたものであり、妻が支払ったものと解されるから、請求人の社会保険料控除額に含めることはできない。

その他本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は適法かつ正当なものである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和4年2月17日、請求人は、「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を札幌〇税務署長宛てに提出した。

イ 令和4年6月10日、処分庁は、請求人に対し、市・道民税の合計額を年額137,100円とする賦課決定処分を行った。

ウ 令和4年8月15日、処分庁は、請求人の社会保険料控除額に、本来含めることができない妻の年金から特別徴収された介護保険料が含まれていることを確認したため、当該介護保険料に係る請求人の社会保険料控除額を否認し、市・道民税を6,200円増額し、年額143,300円とする本件処分を行った。

エ 令和4年8月23日、請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

(2) 判断

妻の介護保険料について、法律上の負担者である妻の年金から直接徴収されている以上、当該保険料を負担しているのは妻自身と解することが相当であり、請求人以外の年金から特別徴収された介護保険料などの社会保険料については、市・道民税において請求人の社会保険料控除額として申告し得ないとする処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和4年）

9月1日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
9月22日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
10月6日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
10月12日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
10月19日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和4年又は令和5年）

12月16日	審査庁が、本審査会に諮問
--------	--------------

12月22日	請求人が、本審査会宛てに主張書面を提出
3月22日	第1回調査審議（令和4年度第5回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

市・道民税においては、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者について、その支払った、又は給与から控除される金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額（以下「総所得金額等」という。）から控除するものとされている（法第314条の2第1項第3号及び札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第28条の3第3号並びに法第34条第1項第3号及び北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第25条の2）。

なお、介護保険料は、社会保険料に含まれるところ（法第314条の2第1項第3号、法第34条第1項第3号及び所得税法（昭和40年法律第33号）第74条第2項第3号）、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるために市町村が徴収し（介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項）、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）に対して課されるものである（同条第2項）。また、市町村は、介護保険法第134条第1項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。）に対して課する当該年度の保険料の全部（厚生労働省令で定める場合にあつては、その一部）を、特別徴収の方法によって徴収するものとされている（同法第135条第1項）。

そこで、本件について見ると、処分庁は、請求人の社会保険料控除額に妻の年金から特別徴収された介護保険料を含めずに、課税所得金額を計算し、本件処分を行ったことが認められる。

この点、請求人は、本審査会に銀行振込の明細書を提出し、請求人が妻に対して保険料、医療費等を含めた生活費を支払っていることを理由として、請求人が妻の介護保険料を支払った旨を主張している。

しかしながら、妻は、第一号被保険者であり、介護保険料の本来的な負担者であつ

て（介護保険法第129条第2項）、妻の介護保険料は、特別徴収の方法によって徴収されており、したがって、介護保険料を負担しているのが妻であることは明らかである。また、妻の介護保険料に係る債務は、特別徴収により既に消滅しており、請求人による第三者弁済の余地はない。さらに、妻が支払った介護保険料を請求人が補填したかどうかは、介護保険料の法的な負担者が誰であるかについて影響を与えるものではない。

よって、請求人の社会保険料控除額に妻の年金から特別徴収された介護保険料を含めることはできず、本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、妻の介護保険料の徴収について、「特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるもの」（介護保険法第135条第1項本文）として、普通徴収の方法によることを希望しているため、付言する。

令和4年12月22日付けの請求人の主張書面において、「2021年度の配偶者（妻）の年金収入額は、約〇万円であり到底保険料を支払える収入ではなく」との記載があるところ、介護保険料の徴収については国民年金法（昭和34年法律第141号）による老齢基礎年金等を対象に、年額18万円以上のものから特別徴収により行うことが法定されていることから、（介護保険法第131条、第134条及び第135条並びに介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第40条及び第41条）、年額18万円を超える妻の年金収入額は、「特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難である」とする特別の事情とはならない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員（会長）	片桐由喜
委員	中島正博
委員	津田智成